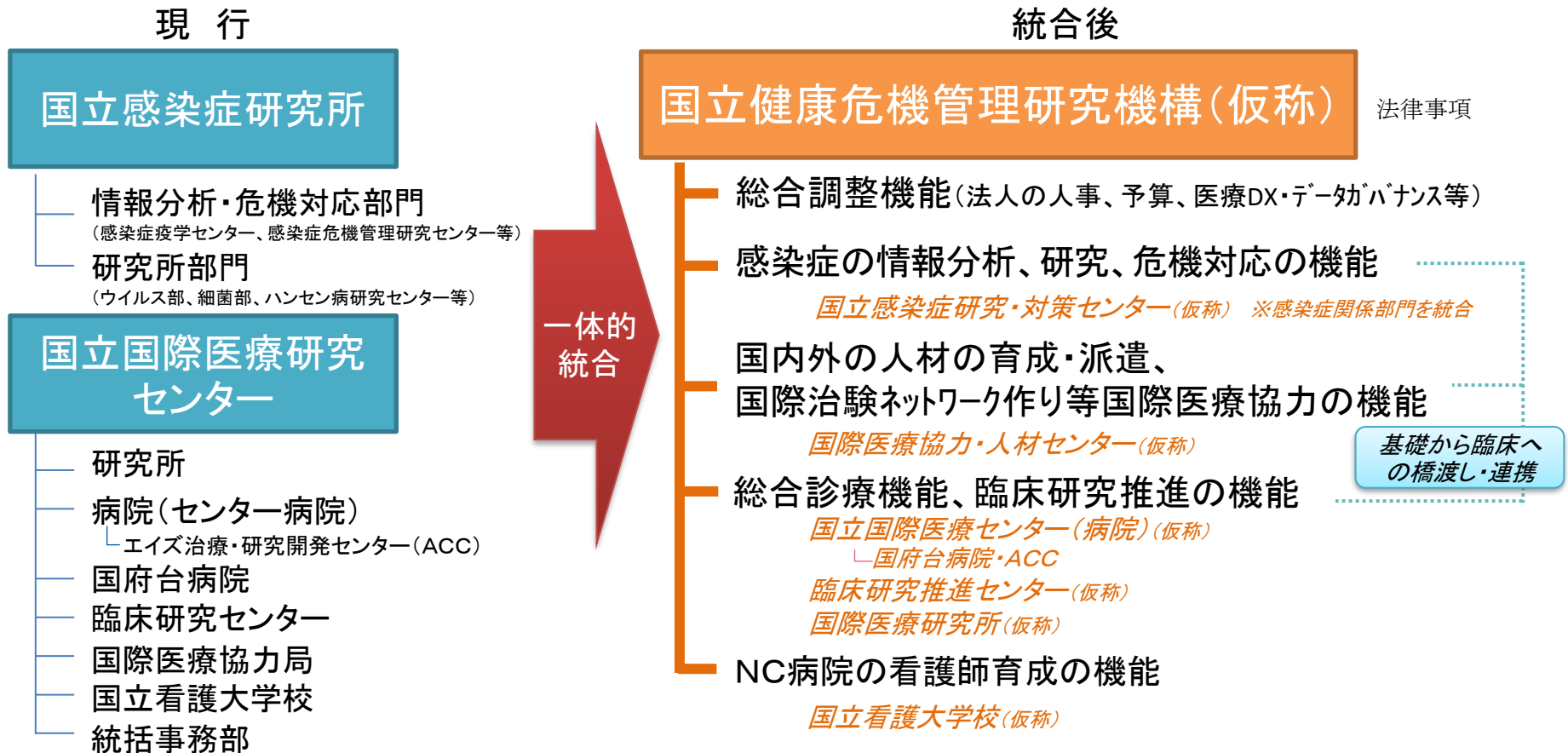


「国立健康危機管理研究機構（仮称）」の名称及び組織構造について（案）

- 新たな専門家組織の構造については、9月2日の政府本部決定で求められている機能※を踏まえ、感染症にかかる基礎から臨床への橋渡し・連携が行えるよう、**国立感染症研究所・国立国際医療研究センターの既存機能も維持しつつ、統合によるシナジーが最大限発揮**できるようにする観点から構築する。

※ ①感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点、②国際保健医療協力の拠点、③両機関が現在担っている事業等の着実な実施

- このような新機構の機能（危機対応、国際協力、研究、医療提供等）を一体的・包括的に持つ組織であることから、新法人の名称は、「**国立健康危機管理研究機構（仮称）**」とする。



その他関係法令の改正（感染症法・インフル特措法・地域保健法等）（案）

- 感染研が現に行っている事務等を新機構に委任する【**感染症法の改正**】
 - 政府対策本部長が新機構代表を政府対策本部に呼び、意見聴取できるようにする【**インフル特措法の改正**】
 - 新機構と地方衛生研究所等との連携を強化する【**地域保健法の改正**】
- ※ 地域保健法改正を実現するため、附則改正ではなく整備法による改正となる

【感染症法の改正】

現在、国立感染症研究所の職員が、国の職員として、感染症法に基づき行っている事務等を新機構に行わせるため、感染症法を改正し、新機構に対する厚生労働大臣の事務の委任規定及び権限の委任規定を設ける。

＜委任される主な事務＞

- 全国のサーベイランス情報の集約（医師や都道府県等からの報告受理）及び分析
- 必要に応じた積極的疫学調査（例：クラスター班による施設への立ち入り調査など）・検体収去など
- 上記に必要な要請・命令等の執行

【インフル特措法の改正】

新機構が、政府対策本部において、科学的知見について意見を述べるができるよう、新機構の位置づけ等について所要の規定の整備を行う。

【地域保健法の改正】

新機構の設置法において、新機構の業務として地方衛生研究所等に対する情報提供や人材育成の支援を規定することに併せて、地方衛生研究所等が新機構と情報提供及び人材育成において連携することに関する規定を整備する（「地方衛生研究所等」を明記。）。

